

20020005

平成14年度  
厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業報告書

保健事業における個人情報の保護及び利活用に関する研究

聖マリアンナ医科大学

平成15(2003)年3月

主任研究者 吉田勝美

# 目次

|                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 総括報告書                               | 吉田 勝美 …………… 1-3            |
| 分担研究者                               |                            |
| 地域保健における個人情報の保護に関する研究               | 岡山 明 …………… 4-8             |
| 地域保健事業における情報の取り扱い<br>～結核に関連する事業を例に～ | 玉腰 暁子, 貴田 真紀<br>…………… 9-11 |
| 母子保健分野の個人情報保護に関する研究                 | 衛藤 隆 …………… 12-14           |
| 学校保健における保健事業と個人情報保護                 | 吉田 勝美 …………… 15-17          |
| 職域保健における個人情報保護についての検討               | 杉森 裕樹, 森 晃爾<br>…………… 18-22 |
| 保健事業における個人情報の利活用と個人情報保護             | 丸山 英二 …………… 23-25          |
| 資料編                                 |                            |

## 保健事業における個人情報の保護及び利活用に関する研究

主任研究者 吉田 勝美 聖マリアンナ医科大学 教授

研究要旨：健康増進法を受けて各種保健事業を推進していくためには、個人情報を保護しつつ、健康情報を適切に利活用することが求められる。個人情報保護法が現在審議中であるものの、地域保健法、母子保健法、学校保健法、労働安全衛生法の保健事業について、個人情報の収集、保管、利活用（事業内活用、非定型活用）の観点から整理した。保健事業を進める上での手続きについて整理した。

### 分担研究者

丸山英二 神戸大学大学院 教授  
岡山 明 岩手医科大学 教授  
玉腰暁子 名古屋大学 助教授  
衛藤 隆 東京大学 教授  
杉森裕樹 聖マリアンナ医科大学 講師

研究者が老人保健法に関して、玉腰分担研究者が感染症に関して整理した。衛藤分担研究者は母子保健法を、吉田主任研究者は学校保健法を分担した。職域保健に関わる労働安全衛生法については、杉森分担研究者と森研究協力者がまとめた。整理の方法について、情報の質や期限や入手経路を含めた収集について、保管、事業内利用（定型業務）、非定型業務、開示訂正請求毎に現行の状況を整理し、個人情報保護法と齟齬の無いように調整する資料を整理することとした。

### A. 目的

健康増進事業を実施する上で、個人情報の活用は生涯健康管理の観点からも有用な活動である。保健事業を推進するためには、個人健康情報をハイリスク戦略と併せてポピュレーション戦略に活用することが必要であり、この課程で個人情報の取り扱いには十分な配慮を必要とする。個人情報保護法が現在審議中であるものの、保健事業における個人情報の取り扱いについて検討することが、今後望まれる。そこで、現行の保健事業に関わる法規毎に、保健事業の内容を整理することで、今後のマニュアルの作成に必要な論点を整理することにある。

### B. 方法

現行の保健事業に関わる保健事業を分担して、個人情報の収集、保管、事業内利用（定型業務）、非定型業務、開示訂正請求に関して整理した。地域保健法に関しては、岡山分担

研究者が老人保健法に関して、玉腰分担研究者が感染症に関して整理した。衛藤分担研究者は母子保健法を、吉田主任研究者は学校保健法を分担した。職域保健に関わる労働安全衛生法については、杉森分担研究者と森研究協力者がまとめた。整理の方法について、情報の質や期限や入手経路を含めた収集について、保管、事業内利用（定型業務）、非定型業務、開示訂正請求毎に現行の状況を整理し、個人情報保護法と齟齬の無いように調整する資料を整理することとした。

### C. 結果

丸山分担研究者は、個人基本情報として、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保されることが規定である。個人情報保護法では、個人情報取扱事業には、利用目的の特定（個人情報取扱事業者義務規定については20条）、利用目的による制限（21条）、適正な取得（22条）、取得に際しての利用目的の通知等（23条）、データ内容の正確性の確保（24条）、安全管理措置（25条）、従業者の監督（26条）、委託先の監督（27条）、第三者提供の制限（28

条), 保有個人データに関する事項の公表等 (29 条), 開示 (30 条), 訂正等 (31 条), 利用停止等 (32 条), 理由の説明 (33 条), 開示等の求めに応じる手続 (34 条), 手数料 (35 条), 個人情報取扱事業者による苦情の処理 (36 条), となる。保健事業における取扱において留意すべき点として、(1) 利用目的による制限、(2) 適正な取得、(3) 正確性の確保、(4) 安全性の確保、(5) 透明性の確保が必要とされる。

岡山分担研究者は、保健事業として老人保健法における 1 健康手帳、2 基本健康診査、3 健康相談、4 健康教育、5 機能訓練を挙げ、予算事業による保健関連事業として 1 健康づくり事業、2 癌検診に分け、情報の質・保健場所・期限、入手経路、事業内利用、非定型業務、開示・訂正請求に分けて検討した。保健事業に関しては、事業の一環として健診成績などの個人情報を利活用することが求められるので、特定の承諾を必要としないが、追加項目の実施や非定型業務に関わる事業については、実施目的、実施主体や保管場所、個人特定情報の管理方法、入手方法、事業内利用、非定型業務では了解を得るために必要な情報を提示して了解を得る。

玉腰分担研究者は、保健所の文書台帳から「結核」に関わる文書を挙げるとともに、結核発生動向調査事業について整理した。結核関連文書としては、結核医療費公費負担関連の決定、諮問、申請書、結核家族健診台帳、結核登録者個人索引カード、結核登録票など多くの文書が 5 年保存であるものの、結核健診実施計画や結核予防法で定める医師および管理者の行う届け出は 1 年間になっている。動向調査においては、新規患者の情報は月報に、年末現在の登録者および登録除外者の情

報は市町村に報告され、市町村が厚生労働省の中央感染症情報センターに報告する。

衛藤分担研究者は母子保健分野における保健事業の関連として、「母子健康手帳」が中心であり、各家庭の保護者において記載され保管されるものである。妊産婦および乳幼児の検診において提示を求められることはあるが、幼稚園や保育所入園入所や学校入学において提出を求める可能性もあり、その取扱には注意を要することが指摘された。妊産婦および乳幼児健康診査では、医療機関委託されている場合には医療機関における情報として取り扱われており、一方集団健診の場合には「健康カード」などの媒体で保存されるので、保管、開示、廃棄方法、目的外使用の条件について取り決めておく必要が指摘された。

吉田主任研究者は、学校保健に関わる健康情報として学校健診、保健調査、結核健診の間診調査の変更、保健教育における個人情報の取扱について整理して、保健調査や結核健診の間診の取扱について、留意点を指摘した。

杉森分担研究者と森研究協力者は、職域における個人情報保護に関わる保健事業について整理した。労働安全衛生法第 66 条 1 項「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。」で示されているように、事業者が実施する就業上の措置に必要なものと位置付けられている。日本産業衛生学会「産業保健専門職の倫理指針」(平成 12 年 4 月)において「健康診断等を行うにあたっては、参加の有無による利益と不利益を労働者に十分説明し、その同意を得て行う。」とあり、法定の義務項目であっても、健診参加の有無による利益と不利益を労働者に十分説明し、その同意をて行うことが望ましいとされてい

る。一方、職域では問診情報として、健康相談記録、家族歴、生活習慣情報、メンタルヘルス調査、診断書、適正配置に関する情報、就業配慮の意見書、個人曝露測定結果、労働災害関係の記録など多くの情報が取り扱われており、事業所内での共有化や開示に際して十分な配慮が必要である。

#### D. 考察

健康増進法による健康増進事業実施者は、個人の健康増進活動を支援する役割を担っており、そのためには個人健康情報を活用して増進事業を実施することが求められる。個人からの個人健康情報は多くの場合健康診断として健康増進事業実施者が情報を収集することになる。この際には、保健事業の意義を説明し承諾の元に個人健康情報が収集されることが望まれる。また、健診を医療機関や外部健診機関に委託する場合には個人健康情報取扱を管理することが望まれる。健診情報は個人に還元されるものであり、健康増進法における健康手帳を介して個人に返還される。健康増進事業実施者は集積された健康情報を用いて、ハイリスク戦略やポピュレーション戦略のための分析を行う。これらの定型的な保健事業の活用に関しては、保健事業の一部と考える。個人健康情報を非定型的な活用として調査研究的な利活用の際には、その目的や手順方法などを含めて慎重に取り扱われるべきである。また、健康情報を第三者などに提供する場合については、本人を経由することで、個人の責任の元に、退職時における地域保健への移行など対処されることが必要である。

#### E. 結論

健康増進事業の推進には、個人健康情報を利活用することが必要である。個人健康情報

の入手、保管、定型的活用、非定型業務（研究的活用）、開示・訂正請求について、取扱の手順を明らかにすることが望まれ、個人情報保護法の成立と合わせてマニュアル規定かすることが望まれる。

#### 研究要旨

地域保健における保健事業によって得られる情報の活用を行う際の個人情報を保護保護するために、情報収集の際の同意取得の方法、保存、解析について老人保健事業の個別事業を主に考察した。調査の目的や手段を明示し、保存期間や規定を整理して住民に周知するとともに、目的以外の情報を収集したり保管したりしないことが重要となる。個人情報を保護する仕組みを整備した上でデータの収集解析を行うことで、住民のより高い信頼が得られると考えられた。

#### A. 研究目的

地域保健において、事業によって入手した情報等を用いて、解析するなど、十分な活用を行わない場合には事業に値する効果を上げていくか否かを判断することはききわめて困難である。従って保健情報を分析するなどの体制の整備が課題となっている。しかし、活用に際しては不必要な個人情報の遺漏を防ぐ手段を講じておかななくてはならない。

従来これらの判断は市町村などの個々の保健担当部局にゆだねられ、様々な基準で個人情報の保護がはかられてきた。しかし、個々の市町村では、種々の保健事業について個々の基準作りを行うことはききわめて困難であり、こうした現状が、保健事業等によって蓄積された情報の活用を阻んで来た可能性もある。

個人情報の保護とデータの活用を両立するためには、具体的な事業とそれによって得られ

た情報の質や正確を十分理解した上で活用の方針を定めて適用することが必要となる。本研究では老人保健事業におけるデータの活用と個人情報の保護との関連について考察する。

#### B. 研究方法

老人保健法に基づく事業について個々の事業によって得られる情報の質と性格についてまとめ、データの活用と個人情報保護についてデータの入手方法、管理者、管理方法、活用の際の手順について考察する。

#### C. 研究結果

##### 1. 老人保健法に基づく事業

##### 1-1 健康手帳

1) 情報の質・保管場所・期限：保管は個人が自らの責任において行うものであり、行政は配布および情報提供に責任を持つ。

2) 入手経路：定型的な業務では個人指導の際に本人の了解の元に記入し本人に返却する。非

定型的な業務では、個人から使用目的を明示して、入手することとなる。

### 3) 事業内利用（定型的な業務）

健康手帳は個人を主体とした健康作りの基本的なツールとして位置づけられる。従って数値的な情報にとどまらない様々な個人情報記録され、個人の健康管理の視点から活用されている。

4) 非定型的な業務：使用方法によるが、健康手帳は地域住民の詳細な健康情報を入手する手段にもなりうる。この際には責任者・利用目的・保管（場所、方法）・公表方法・業務終了後の処理方法について明示した計画書を作成したうえで、了解を得て入手する。

5) 開示・訂正請求：定型的な業務においては本人が保持するものである。非定型的な業務においては、本人が特定される情報の管理方法について開示する。

## 1-2 基本健康診査

1) 情報の質・保管場所・期限：市町村が入手する情報の中でもっとも多数の情報であり、地域保健活動を円滑に実施するために様々な活用することが重要と考えられる。保管場所は通常保健センターまたは委託を受けた機関で保管される。保存期限は定められていないが、過去の健診成績との比較等のため最低5年の保管は必要である。

2) 入手経路：住民基本健康診査の場を用いた健康情報の入手を行う。情報には法定の健診項目に含まれるもの、含まれないものの2種類がある。

3) 事業内利用（定型業務）：未受診者のフォロー、有所見者のフォローの情報源として活用するとともに、有病率、ニーズの算出（喫煙率、禁煙希望者数等）が主な目的となる。他の業務との連携のための基礎資料として活用されることも多い。

4) 非定型業務：通常健康情報以外の情報（健康意識、行動、血液検査等）の入手により通常健康診断項目に加えた解析により、住民の健康状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

### (1) 追加情報を必要とする場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

### (2) 追加情報を必要としない場合

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて、基本健康診査の場で住民への掲示、および広報などで実施内容と実施期間、利用されたくない場合の連絡先について明示する。

5) 開示・訂正請求：同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がい

いつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

### 1-3 健康相談

1) 情報の質・保管場所・期限：健康相談に伴う情報は個人的な内容が多く、数量化できない情報も多い。活用のためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

2) 入手経路：健康相談の場での相談に伴う情報入手(あらかじめ作成した調査票による健康相談の場での調査を含む)

3) 事業内利用(定型業務)：健康相談の利用数、相談概要、実施日数等

4) 非定型業務：通常健康相談に加え、相談者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

5) 開示・訂正請求：同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求

に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

### 1-4 健康教育

(1) 情報の質・保管場所・期限：健康教育に伴う情報は、検査結果・個人の生活情報など広範囲にわたる。個人情報の中でも秘密維持を必要とする情報も含まれる。健康教育の効果評価にも用いられる。活用のためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。および保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

2) 入手経路：健康教育の場での情報入手(あらかじめ作成した調査票による調査を含む)

3) 事業内利用(定型業務)：健康教育の利用数、実施日数等、効果評価のための解析

4) 非定型業務：通常健康教育に加え、対象者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

5) 開示・訂正請求：同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでもどこへ連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求



に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

#### 1-5 機能訓練

1) 情報の質・保管場所・期限：機能訓練に伴う情報は個人的な内容が多く、数量化できない情報も多い。活用のためには目的を明確にしてデータを整理することが必要となる。保管場所は保健センター内となる。期限は定められていない。

2) 入手経路：機能訓練の場での面談に伴う情報入手(あらかじめ作成した調査票による機能訓練の場での調査を含む)

3) 事業内利用(定型業務)：健康相談の利用数、相談概要、実施日数等

4) 非定型業務：通常の健康相談に加え、相談者の状況をより広範囲にかつ詳細に明らかにする目的で実施する調査。通常は他の研究機関等との連携により実施される。

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

5) 開示・訂正請求：同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでも連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

確認訂正する。

#### 2-1 予算事業による保健関連事業

がん検診の考え方は基本健康診査とほぼ同様であるが、がん情報は一般の健康診査成績以上に個人情報の保護に関わる必要があるので、注意が必要となる。

#### 3-1 健康作り事業等

##### 1) 情報の質・保管場所・期限

市町村が通常実施できない範囲での、健康作り活動、実態調査をさす。多くは他の研究機関等との連携の元に実施される。保管は保健センターまたは委託先の機関内に保存される。期限は契約書に基づいて定められる。

##### 2) 入手経路

調査計画に基づいて個人からの同意を得て入手する。

##### 3) 事業内利用(非定型業務)

実施目的、実施主体および保管場所、個人特定情報の管理方法、公表方法について明示した計画書に基づいて対象となる個々の住民に説明の上同意を取得する。同意書には使用目的、実施責任者と連絡先、拒否した場合のデータの不使用、拒否により不利益を生じないこと、同意は任意であることを明示する。同意の得られない情報については解析目的で保存しない。

##### 4) 開示・訂正請求

同意していないものおよび同意を取り消したものが、いつでも連絡すればよいかを明示したものを作成し、住民がいつでも入手できるよう情報提供する。開示請求に対し、個人特定情報を保管場所で保存状況を確認訂正する。

#### D. 考察

個人情報保護しながら、保健事業のデータを活用していくには、保存の目的や期間などあらかじめあり方を定めておく必要がある。更に通常の保健事業に追加して、調査を実施する場合もおおいが、この際に保健事業との関連を住民にとってわかりやすい形で明示し、協力を求める姿勢が必要であろう。

また研究者などの第三者を含む研究の場合には、目的や保管場所、保管方法について文書により契約し、その安全性を担保することが必要となる。また個人識別可能なデータをどう管理するかを詳細に検討し、遺漏のないようあらかじめ枠組みを明示することも重要であろう。

#### E. 結論

老人保健事業における、個人情報の保護を考慮した活用のためには、調査の目的や手段を明示し、保存期間や木邸を整理して住民に周知するとともに、目的以外の情報を収集したり保管したりしないことが重要となる。

#### F. 健康危険情報

特になし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

地域保健事業における情報の取り扱い  
～結核に関連する事業を例に～

玉腰暁子 名古屋大学大学院医学系研究科予防医学/医学推計・判断学  
貴田真紀 名古屋市中保健所

目的

本班では、保健事業項目を縦軸に入手、保管、定型的利用、試行的利用、開示/訂正請求などを横軸に保健事業マトリックスを整理することを目的としている。我々は、地域保健事業を担当するが、健康手帳、健康診査、健康教育、健康相談、精神保健、結核予防、感染症対策、難病対策など、そのカバーする範囲は幅広い。そこで、本年度は、次年度のマトリックス整理につなげるため、地域の保健所で行われている事業のうち、結核対策を取り上げ、その内容を概観した。

方法

N保健所にある文書台帳から「結核」をキーワードとして、結核に関連して起こされる文書を検索した。次にいわゆる結核発生動向調査事業として患者が発生したときに実施される調査の方法と内容を記述した。

結果

1.「結核」に関連して起こされる文書の種類  
表1に検索結果とそれぞれの文書の内容を示す。多くは、結核に罹患した患者、またはその周

表1.地域保健事業において「結核」に関連する文書

| ファイル名                   | 保存期間 | 内容                               |
|-------------------------|------|----------------------------------|
| 結核医療費公費負担の決定            | 5年   |                                  |
| 結核医療費公費負担の諮問            | 5年   |                                  |
| 結核医療費公費負担申請書            | 5年   | 結核予防法34・35条 裏面に診断書               |
| 結核家族検診受診台帳              | 常用   | 受診者名簿                            |
| 結核患者家族検診委託簿             | 5年   | 委託医療機関へ依頼した記録及び結果                |
| 結核患者家族検診受診票簿            | 5年   | 家族検診の記録                          |
| 結核患者新規登録・除外者台帳          | 常用   | 名簿                               |
| 結核管理検診台帳                | 常用   | 管理検診(結核回復者)受診者の名簿                |
| 結核健康診断実施計画              | 1年   | (住民検診・ツ反等の日程の決済)                 |
| 結核健康診断精密検査検診カード         | 常用   | 住民検診で要精検となったものの記録                |
| 結核健康診断予防接種各種月報・地域保健事業報告 | 5年   | 結核予防法4条・11条 学校・事業所からの報告(定期の健康診断) |
| 結核児童療育給付                | 5年   |                                  |
| 結核診査協議会                 | 3年   |                                  |
| 結核登録者個人索引カード            | 常用   | 名簿                               |
| 結核登録票                   | 常用   | 結核予防法24条 患者に関する情報を全て記入           |
| 結核発生動向調査                | 5年   | (届出・申請書等から得られたデータを入力)            |
| 結核予防事務要領・通知簿            | 常用   |                                  |
| 結核予防接種医師確認書             | 5年   |                                  |
| 結核予防接種個人票               | 5年   | BCG問診票                           |
| 結核予防接種従事者謝礼             | 5年   |                                  |
| 結核予防法で定める医師及び病院管理者の行う届出 | 1年   | 結核予防法22・23条 患者の届出・入退院届け          |
| 結核予防法に基づく入所命令措置         | 5年   | 結核予防法29条                         |
| 市民無料健康診断受診票             | 5年   | 一般住民に対する定期の健康診断の受診票              |

冊のものに関する情報や結核健康診断に関する情報であり、取り扱いには十分な注意を要するものと考えられた。

## 2.結核発生動向調査

これは、国の結核・感染症発生動向調査事業の一環として実施されているものである。患者発生届によって新規患者を登録し、患者の病状の変化等の情報を入手した際には、その都度追加の入力を行う。収集された新規患者の情報は月報として、年末現在の登録者及び登録除外者の情報は年報として市に報告される。市は、各区の情報を取りまとめて、厚生労

働省の中央感染症情報センターに報告する。基本的には、登録票を参照し入力するが、入力項目は表2に示すとおりであり、氏名、住所、生年月日といったいわゆる個人同定情報も入力対象である。

## 考察

地域保健で扱う各種の事業情報をマトリックスに整理するための準備として、本年度は結核を例にその内容を検討した。

事業として実施される様々な活動で得られた情報をその範囲にとどまることなく評価・研究

表2.結核発生動向調査入力項目

|                |                |                 |                 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 保健所コード         | 登録除外時期_日       | コホート_10_培養等検査結果 | 塗抹検査結果          |
| 整理番号           | 登録除外理由         | コホート_10_治療継続状況  | 培養等検査結果         |
| 氏名(漢字)         | 転出先保健所         | コホート_10_月別治療結果  | 菌所見コード          |
| 氏名(カナ)         | コホート治療開始時期_西暦年 | コホート_11_塗抹検査結果  | 最終菌陽性検体採取時期_西暦年 |
| 性別             | コホート治療開始時期_月   | コホート_11_培養等検査結果 | 最終菌陽性検体採取時期_月   |
| 生年月日_西暦年       | コホート治療開始時_塗抹   | コホート_11_治療継続状況  | 最終菌陽性検体種類       |
| 生年月日_月         | コホート治療開始時_培養   | コホート_11_月別治療結果  | 治療の要否           |
| 生年月日_日         | コホート_1_塗抹検査結果  | コホート_12_塗抹検査結果  | 総合患者分類コード       |
| 市町村コード         | コホート_1_培養等検査結果 | コホート_12_培養等検査結果 | 受療状況            |
| 住所             | コホート_1_治療継続状況  | コホート_12_治療継続状況  | 使用抗結核薬_INH      |
| 職業             | コホート_1_月別治療結果  | コホート_12_月別治療結果  | 使用抗結核薬_RFP      |
| 国籍             | コホート_2_塗抹検査結果  | コホート観察          | 使用抗結核薬_PZA      |
| 地区区分(1)        | コホート_2_培養等検査結果 | 経過情報識別一連番号      | 使用抗結核薬_SM       |
| 地区区分(2)        | コホート_2_治療継続状況  | 情報入手時期_西暦年      | 使用抗結核薬_EB       |
| 地区区分(3)        | コホート_2_月別治療結果  | 情報入手時期_月        | 使用抗結核薬_KM       |
| 登録時期_西暦年       | コホート_3_塗抹検査結果  | 情報入手時期_日        | 使用抗結核薬_CPM      |
| 登録時期_月         | コホート_3_培養等検査結果 | 情報資料区分          | 使用抗結核薬_EVM      |
| 登録時期_日         | コホート_3_治療継続状況  | 診断名_肺結核         | 使用抗結核薬_TH       |
| 登録時年齢          | コホート_3_月別治療結果  | 診断名_結核性胸膜炎      | 使用抗結核薬_CS       |
| 届出医療機関種類       | コホート_4_塗抹検査結果  | 診断名_結核性膿胸       | 使用抗結核薬_PAS      |
| 治療歴            | コホート_4_培養等検査結果 | 診断名_肺門リンパ節結核    | 使用抗結核薬_その他      |
| 患者発見方法         | コホート_4_治療継続状況  | 診断名_結核性髄膜炎      | 化療内容コード         |
| マル初か否か         | コホート_4_月別治療結果  | 診断名_腸結核         | 副腎皮質ホルモン        |
| 非定型抗酸菌症の有無     | コホート_5_塗抹検査結果  | 診断名_脊椎結核        | 医療機関名称          |
| 転入の有無          | コホート_5_培養等検査結果 | 診断名_他の骨・関節結核    | 医療機関種類          |
| 転入前保健所         | コホート_5_治療継続状況  | 診断名_尿路結核        | 保険の種類等          |
| 転入時期_西暦年       | コホート_5_月別治療結果  | 診断名_性器結核        | 公費負担区分          |
| 転入時期_月         | コホート_6_塗抹検査結果  | 診断名_皮膚結核        | 公費負担承認時期_西暦年    |
| 転入時期_日         | コホート_6_培養等検査結果 | 診断名_他のリンパ節結核    | 公費負担承認時期_月      |
| 発見時呼吸器症状等の有無   | コホート_6_治療継続状況  | 診断名_眼の結核        | 公費負担承認時期_日      |
| 発病の時期_西暦年      | コホート_6_月別治療結果  | 診断名_耳の結核        | 公費負担承認番号        |
| 発病の時期_月        | コホート_7_塗抹検査結果  | 診断名_その他の臓器の結核   | 公費負担承認期間        |
| 発病の時期_日        | コホート_7_培養等検査結果 | 診断名_粟粒結核        | 命令入所延長条件(1)     |
| 初診の時期_西暦年      | コホート_7_治療継続状況  | 合併症名(1)         | 命令入所延長条件(2)     |
| 初診の時期_月        | コホート_7_月別治療結果  | 合併症名(2)         | 命令入所延長条件(3)     |
| 初診の時期_日        | コホート_8_塗抹検査結果  | 合併症名(3)         | 命令入所延長条件(4)     |
| 発病から初診までの期間    | コホート_8_培養等検査結果 | 薬剤耐性の有無         | 入院時期_西暦年        |
| 初診から診断までの期間    | コホート_8_治療継続状況  | X線撮影時期_西暦年      | 入院時期_月          |
| 発病から登録までの期間    | コホート_8_月別治療結果  | X線撮影時期_月        | 退院時期_西暦年        |
| ツベルクリン反応結果_大きさ | コホート_9_塗抹検査結果  | 学会分類部位          | 退院時期_月          |
| ツベルクリン反応結果_性状  | コホート_9_培養等検査結果 | 学会分類性状          | 治療終了時期_西暦年      |
| BCGの接種歴        | コホート_9_治療継続状況  | 学会分類拡がり         | 治療終了時期_月        |
| 登録除外時期_西暦年     | コホート_9_月別治療結果  | 菌検体採取時期_西暦年     | 治療終了時期_日        |
| 登録除外時期_月       | コホート_10_塗抹検査結果 | 菌検体採取時期_月       | 備考              |

にも活用することは、公衆衛生の向上には不可欠と思われる。評価することなく事業を実施し続けることが不適切であることばかりでなく、国内の他の地区での経験を共有することでそれぞれの地区の事業内容・方法が向上することも多いからである。しかし一方で、目的を超えて扱ってよい情報に関する取り決めや、取り扱い方に関するルールなどは必要である。各情報を事業実施主体内で利用する場合であっても個人情報保護は当然であるが、研究に利用する際にはさらに十分な配慮が求められる。そのルール作りには、どのような事業によりどのような情報が発生しているのか、どのような利用が考えられるのか、など、十分な検討を加えることがまず重要である。

今年度は結核に関連する事業を列記し、結核発生動向調査で扱う情報を概観するにとどまった。来年度は、さらに深く検討を加えると同時に、地域保健で扱う他の事業のいくつかについても同様の展開を行い、マトリックス作成に寄与することを考えている。

## 母子保健分野の個人情報保護に関する研究

分担研究者 衛藤 隆 東京大学大学院教育学研究科・教授

研究要旨: わが国の地域において実施される母子保健にかかわる保健事業について、個人情報保護の観点で検討を行った。母子健康手帳、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、その他の保健事業について検討した。情報の管理、事業内利用、事業外利用につき、現時点で判明する範囲で現状を明らかにし、問題点をあげた。今後、実際に調査を行い実態に即して問題点と解決法を明らかにする必要がある。特に、先天代謝異常検査、神経芽細胞種検査等の特異的疾患発見型のスクリーニング検査について、説明と同意、情報の管理等について実態を明らかにする意義がある。

### A. 研究目的

わが国の地域における母子保健分野の事業における個人情報の収集状況を明らかにし、個人情報保護の観点から検討する。

### B. 研究方法

既存資料、現行の法令等を元に、地域において展開されている母子保健事業の主要なものを調査し、情報の入手経路、保管方法、事業内における定型的利用、事業外における利用、開示、訂正請求等について明らかにする。

### C. 研究結果

調査結果は表1の通りである。母子健康手帳は各家庭の保護者において記載される物であり、妊産婦および乳幼児の健康診査においては提示を求められることはあるが、その他の場面にて、提示や閲覧を義務として求められることは原則としてな

いはずである。母子保健事業において個人情報の質・量共に豊富なのは健康診査である。委託方式の場合は医療機関の診療録が主な記録媒体となり、情報の取り扱いとしては、通常の診療情報と同等となる。集団方式で実施する場合は、地方自治体において「母子健康カード」のような名称の媒体に記録・保管される場合が多い。

上記以外の母子保健事業については事業内での情報の保管方法について特段取り決めがなく、区市町村により独自の様式により記録、保管している。

### D. 考察

母子健康手帳については、保管は保護者においてなされ、事業内利用については保護者に決定権があると見なされる。健康診査等の事業活動において、事業担当者以外の者に情報を開示しない配慮は必要である。

検討すべき課題は、主に事業外利用にあり、幼稚園、保育所入園・入所時もしくは保育中における保健調査補助資料として園・所において回収すること、就学時もしくは学校入学後の同様の情報収集が行われるとした場合の対処法である。学校において母子健康手帳を持参させたり、提出させることは基本的には行われないことと考えられるが、学校保健情報の収集に熱心な学校において、なされないとも限らないと思われる。

妊産婦健康診査は、委託医療機関においてなされる場合がほとんどであると考えられ、医療機関において適切に診療録の管理がなされれば、問題は生じないと考えられる。地方自治体の事業であるので、健康診査結果の集計データの報告を医療機関に対し、求めることがありうる。このデータの取り扱いに関しては、個人情報保護の観点からの配慮がなされる必要がある。

乳幼児健康診査も同様であるが、妊産婦の場合に比較し区市町村自身において集団一斉方式で健康診査を実施する場合が多い。この場合、集計台帳のみならず、「健康カード」のような名称の個票を作成し、個人データを時系列として既往歴、出産歴等と共に記載することが多い。このような個人情報については保管、開

示、事業終了時の廃棄法、目的外使用の条件等について検討し、取り扱い規則を明文化しておく意義がある。

先天代謝異常等検査は、施設分娩が100%近い現状であるわが国においては、出生後、医療機関に入院中に行われる場合がほとんどである。多くの場合、授乳が開始され、新生児の代謝の様子が反映される退院直前の時点が検査時期として選ばれる。検体の採取は踵骨部皮膚の切開もしくは穿刺によって行われ、漏出してきた血液を濾紙で吸い取る形で採取される。これは医療行為なので、医師または助産師、看護師によって実施される。本検査は全ての新生児に強制的になされる必須のものではないので、実施前に保護者に対して検査の意義と方法について説明がなされ、同意が得られる必要がある。この説明と同意がどのようになされ、記録されているかについては、現状では不明と言わざるを得ない。文献検索等により次年度さらに追究する必要がある。

尿による神経芽細胞種検査についても上記と同様の説明と同意に関する実態を把握する必要がある。

## E. 結論

わが国の地域において実施される母子保健にかかわる保健事業につ

いて、個人情報保護の観点で情報がどのように取り扱われているかを調査し、実態に即して問題点と解決法を明らかにする必要がある。特に、先天代謝異常検査、神経芽細胞種検査等の特異的疾患発見型のスクリーニング検査について、説明と同意、情報の管理等について実態を明らかにする意義がある。

F. 健康危害情報

特になし。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし



学校保健は学校保健法により、児童生徒、学生、教職員の健康管理を実施するものである。学校保健により収集される健診結果や保健調査などの健康情報は、保健計画の立案をはじめ、個人の保健指導に活用されている。結核健診の見直しや生涯健康管理の立場から、健康情報の活用は重要な内容を含んでいる一方、これらの情報が個人情報を含む内容であり、その取り扱いについて検討する必要がある。

#### A. 目的

学校保健は、児童生徒学生および教職員の健康管理を対象にしており、多くの健康情報を取り扱っている。健康情報は、個人のプライバシーに関わる内容を含んでおり、その取り扱いには十分な注意が必要である。

現在、個人情報保護法の成立が議論されており、個人に関わる情報の取り扱いに関心が寄せられており、取り扱いに関する一定の基準を構築する必要がある。

学校保健は、地域保健や職域保健とは異なり、学校という教育現場での健康配慮が必要であり、各種の保健活動の実情に合わせたルール作りが必要である。

本研究では、現状の学校保健における保健活動と新たな課題としての結核健診や生涯健康管理の立場から保健活動に関わるプライバシー保護について検討した。

#### B. 方法

学校保健に関する保健活動を整理した。実施されている保健活動の現状を合わせて整理した。その際の視点として、健康情報の入手方法、保管、利活用、第三者提供の観点で整理した。各事業について、視点毎に現状を表形式に整理した。

個人健康情報には、個人識別情報と健康

情報が一体になったものであり、学校現場で取り扱われる健康情報は、健診を中心として保健調査、日常の健康観察まで広範囲にわたる情報を包括している。

結核健診については、結核予防法の改正を受けた健診の在り方について個人情報との関係を調べた。

学校健診における事後指導を充実した際に、健康情報の取り扱いについて検討した。

生涯健康管理が健康日本21や健康増進法のもとで進められる連携事業について、健康情報をどのように連携していくことについて検討した。

#### C. 結果

学校保健で扱われる保健事業を表にまとめた。

保健活動の視点として、情報の入手、保管、利活用、事業外への利用（第三者提供）と分けられることとなった。情報の入手に際しては、学校健診のように集団で行われる健康診断の実施上のプライバシーの配慮も範疇とされた。

学校保健活動では、学校健診の結果から日常の保健指導及び教育上の配慮が必要とされる。このためには、健診結果をもとに学校全体として、学年として、学級として

の集団としての保健統計に基づく保健計画の立案などの作業が考えられる。さらに、個人毎の個別対応も必要であり、健康相談が行われる。

健康診断は、毎年6月30日までに実施される定期健診と何らかの理由があって非定期に行われる臨時健診がある。

健診に先行して保健調査が行われ、日常の保健行動を把握することになっている。保健調査は、保護者が児童生徒の健康状態を記載するものである。保健調査に含まれる項目には、基礎的心身の状況、既往歴、栄養状態、生活習慣、本人の自覚症状などが含まれる。健診項目は、学校保健法により規定されている。この項目の実施については保健活動そのものであり、法的根拠をもって実施することができる。保健活動が多様化して、追加した健診項目が実施される場合がある。この場合には、法的根拠が無い検査項目を実施することになるので、保護者に十分な説明と承諾を得ると共に、児童生徒に対しても十分な説明を行なうことが求められる。日本学校保健会の調査で、血液検査が相当の頻度で学校保健の現場で行われている。

結核健診については、平成15年度から結核予防法の改正を受け、幾つかの点で変更が行われる。結核予防法の改正の主旨は、早期発見に対する考え方が接触者健診を主体にした発見体制にすること、学校活動の多様化から地域と連携した結核対策が必要であること、地域での感染状況を考慮した感染防止対策を行なうことを受けたものである。今回の結核健診の在り方は、問診による自覚症状の確認を行ない、学校医の診察により必要と認める者を教育委員会で主

管する「学校における結核対策に関する検討委員会」により検査対象者が絞り込まれ、精密検査が学校保健法に基づき実施される。

結核健診では問診の意義が多く、項目として、1本人の結核罹患歴、2本人の予防投薬歴、3家族などの結核罹患歴、4高蔓延国での居住歴、5自覚症状(2週間以上引き続く咳や痰)、6BCG接種歴(小学1年のみ)となっている。この問診には、児童生徒の健康状態のみでなく、同居家族の健康状態や生活状況が含まれることになるとともに、これらの問診結果が市町村教育委員会に移行することになる。

学校における保健教育において、健康診断を一つの機会として捉え、健診結果を用いて自分の健康管理に生かせるように利用されることが企画されている。健診結果を保健教育の資料として使用する際、第三者に不必要に開示されない工夫が必要である。

健康日本21や健康増進法では、生涯健康管理の観点から保健事業が連携されることが求められており、そのもとになる健康情報の移行が検討されている。ライフステージの観点からみると、学校保健は母子保健時代の健康情報や予防接種歴などを必要とする一方、産業保健や職域保健に健康情報を提供する機能も期待されている。

#### D. 考察

個人健康情報は保健活動を有効に展開するためには、貴重な情報源である。一方、個人のセンシティブな情報であり、情報の入手、保管、利活用(事業内の利用、入手した法的根拠のもとでの活動)、第三者提供(事業外としての利用、第三者への情報提供)について分けて検討する必要がある。

入手に関しては、学校保健法により実施

される保健調査や健康診断では法的根拠により実施されるので、収集には承諾の必要はないと考えられる。学校保健法に規定されている項目以外の情報を収集するためには、保護者からのインフォームドコンセントの入手と児童生徒への説明が必要である。

保管については、学校保健の責任者である学校長の責任で保管される必要がある。

健康情報の利活用は、保健事業を推進していく上で重要な作業である。保健調査の結果や健診結果の一部が教員間で教育上の配慮から必要とされる場合があるが、その共有範囲が拡大して第三者に無制限に提供されることがないように配慮することが必要である。

利活用として健康情報が統計処理されることで、保健計画などに供されることがあるが、この際個人の識別ができない（遡及されない）内容であるか確認する必要がある。

第三者への提供は、法的事業外に健康情報が利用される際には、以下のどちらかの配慮が必要である。一つは、学校保健で収集された個人情報を本人経由で第三者に自己責任で提供する方法である。もう一つの方法は、疫学的倫理指針に従い既存の健康情報で個人識別情報が除外された情報で、その利用に関して倫理審査委員会で承認された利活用であり、その成果が適切に公表されることの過程を経ていることが求められる。

学校保健の中で、小学校から中学校へ、中学校から高校へ、学事資料と共に健康に関する調査表が転送されることがある。この場合、本人に公開されず、訂正する請求件の無い健康情報が個人の制御不可能なと

ころで扱われる点については今後検討が必要である。

生涯健康管理の重要性が認識されている現在、健康情報を共有化することは重要な作業であり、その意義が大きい。一方、健康情報の共有化により、プライバシーが侵害されないように個人情報を保護する手続きが必要である。

#### E. 結論

- 1 学校保健で取り扱われる保健情報について、収集、保管、事業内利活用、事業外利活用（第三者提供）の観点で整理した。
- 2 結核健診の見直しに合わせて、収集された情報の取り扱いについて検討した。
- 3 生涯健康管理を推進する上で、健康情報の共有化は前提であると共に、その扱いには十分な配慮が必要である。

## 職域保健における個人情報保護についての検討

杉森 裕樹 (聖マリアンナ医科大学予防医学)  
森 晃爾 (エクソンモービル (有) 医務産業衛生部)

**研究要旨:** 平成14年12月臨時国会にて旧個人情報保護法案が廃案となったが、政府は今年の3月7日に新個人情報保護法案を閣議決定した。本研究では、職域を担当して「保健事業」における個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理し考察した。①根拠法にもとづく保健事業および、②予算措置にもとづく保健事業の両者について検討した。

### A. 研究目的

平成14年12月臨時国会にて旧個人情報保護法案が廃案となったが、政府は今年の3月7日の閣議で、新たな個人情報保護法案を決定した。旧法案の個人情報の取り扱い方を定めた5項目の「基本原則」は削除されるものの、「適正な取り扱い」は「基本理念」として残る予定である。この基本理念は、個人情報を取り扱うすべての場面において生かすものであり、公的な「保健事業」に係る個人の健康情報の取り扱いについても、新法案に基づいて適正な体制づくりが早急に必要である。しかし、「保健事業」分野に関する明確な指針は、未だ策定されていないのが現状である。

また、平成14年に成立し、今春より施行予定の「健康増進法」には、健診結果の標準化等が盛り込まれた。生涯健康管理の視点から、個人を軸として「保健事業」に係る健康情報を、事業間で共有・連携(地域・職域連携など)させ、利活用していく流れを後押しするものである。これは、生活習慣病などの予防につながり、国民の健康寿命の延伸が期待され、その重要性は論を待たない。しかし、各保健事業はその根拠法により目的、対象者、実施主体、事業内容などが異なっており、連携により個人情報を取り扱う場面が多岐にわたっている。新法案が成立し施行された場合、現場では相当な混乱が生じることが懸念され、「保健事業」分野に関する運用ガイドライン(マニュアル)を早期に策定することが必要である。

厚生労働省・文部科学省は、平成14年6月に「疫学研究に関する倫理指針」を告示し、「研究分野」における個人情報保護に関するガイドラインを示した。しかしながら、健診情報等を取り扱う「保健分野」の個人情報保護のあり方については、現在明確ではない。また、これまでの提案・指針は個人情報保護の理念は示されるが、保護の具体的な運用については明らかではない。

職域保健では、「事業者が安全配慮義務を有し、その中で労働者の健康情報を直接利用することが法的に求められていること」、また「産業医と労働者の間で直接の契約関係が存在しないこと」等が、他のライフステージにおける保健事業と異なっており、特別な配慮が必要となる場面も多い。

本分担研究では、職域を担当し、その「保健事

業」において、個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理することを目的とした。

### B. 方法

職域の「保健事業」において個人情報を取り扱う場面と配慮すべき点について整理した。①根拠法でもとづく保健事業のほかに、②予算措置にもとづく保健事業についても検討した。

### C. 結果および考察

#### 1. 根拠法にもとづく保健事業

##### 個人情報の背景および内容

表1に法定健診およびそれに準じる健診を整理した。法定健診で代表的な一般健診などは、労働

表1. 法定健診

安全衛生法(以下安衛法、昭和47年制定)の第

| 根拠法                  | 種別               | 内容             | 安衛規則       |  |
|----------------------|------------------|----------------|------------|--|
| 安衛法<br>第66条第1～<br>2項 | 一般健<br>診         | 雇入時の健診         | 第43条       |  |
|                      |                  | 定期健診           | 第44条       |  |
|                      |                  | 特定業務従事者の健<br>診 | 第45条       |  |
|                      |                  | 海外派遣労働者の健<br>診 | 第45条の<br>2 |  |
|                      |                  | 結核健診           | 第46条       |  |
|                      |                  | 給食労働者の検便       | 第47条       |  |
|                      | 特殊健<br>診         | 高気圧作業健診        |            |  |
|                      |                  | 電離放射線健診        |            |  |
|                      |                  | 鉛健診            |            |  |
|                      |                  | 四アルキル鉛健診       |            |  |
|                      |                  | 有機溶剤健診         |            |  |
|                      |                  | 特定化学物質健診36種類   |            |  |
| 安衛法<br>第66条第3項       | 歯科健診             |                | 第48条       |  |
| じん肺法                 | じん肺健診            |                |            |  |
|                      | 作業環境作業歴          |                |            |  |
| 男女雇用均等<br>法          | 母性健康管理指導事項連絡カード  |                |            |  |
| 努力義務に係<br>る          | VDT健診、振動工具等の健診など |                |            |  |